

神崎町第2期地域福祉計画及び第3期子ども・子育て支援事業計画策定業務 企画提案選定実施要領

- 1 業務名：神崎町第2期地域福祉計画及び第3期子ども・子育て支援事業計画策定業務
- 2 業務内容：神崎町第2期地域福祉計画及び第3期子ども・子育て支援事業計画策定業務仕様書のとおり
- 3 委託期間：契約締結日翌日から令和7年3月21日まで
- 4 提案限度額：総額9,350,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
～内訳～
【第2期地域福祉計画】
＜令和5年度＞：1,738,000円
＜令和6年度＞：2,255,000円
【第3期子ども・子育て支援事業計画】
＜令和5年度＞：2,255,000円
＜令和6年度＞：3,102,000円
- 5 実施形式：公募型プロポーザル方式

6 実施日程（予定）

項目	日程
実施要領配付	令和5年8月16日（水）
参加表明書受付	令和5年8月21日（月）～令和5年8月31日（木）
質問受付	令和5年8月21日（月）～令和5年8月28日（月）
参加資格確認結果通知書発送	令和5年9月4日（月）
企画提案書等受付	令和5年9月7日（木）～令和5年9月19日（火）
プレゼンテーション審査	令和5年10月2日（月）（予定）
審査結果通知	令和5年10月5日（木）

7 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないもの。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、神崎町が発注する物品の製造等（役務提供）に係る競争入札参加資格を有するもの。

- (3) 国税、地方税に滞納がないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更正手続開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 契約締結までの間に、神崎町より指名停止又は指名除外等の措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していない者であること。
- (8) 千葉県内市町村における地域福祉計画策定業務の実績があること。
- (9) 千葉県内市町村における子ども・子育て支援事業計画策定支援業務の実績があること

8 参加申込方法

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料を提出すること。

- (1) 提出書類：本プロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を各1部提出すること。
 - ① (様式1) 参加表明書
 - ② (様式2) 会社概要書
 - ③ (様式3) 業務実績書
- (2) 提出方法：神崎町役場保健福祉課に持参または郵送すること。郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出すること。
- (3) 提出期限：令和5年8月31日(木)午後5時必着
- (4) 参加辞退：参加表明書提出日以降に参加を辞退する場合、「(様式5) 辞退届」を神崎町役場保健福祉課へ事前に電話連絡のうえ、持参して提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

9 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、(様式4) 質問書により、電子メールで受付を行う。

- (1) 提出期限：令和5年8月21日(月)～令和5年8月28日(月)午後5時まで
- (2) 提出方法：「【様式4】 質問書」に必要事項を記入し、神崎町役場保健福祉課のメールアドレスに提出すること。なお、電子メール送信の際の件名は「神崎町第2期地域福祉計画及び第3期子ども・子育て支援事業計画策定業務に関する質問について」とすること。また、電子メール送信後に、担当者へ受信確認の電話連絡を行うこと。受信確認の電話連絡時間は、午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜日、祝日を除く。)とする。
- (3) 回 答：質問に対する回答は、令和5年8月31日(木)までに、全参加者に電子メールで回答する。
- (4) 電子メール：hokenfukushi@town.kozaki.chiba.jp

10 企画提案書の受付

参加資格要件の確認の結果、参加資格を有すると認められた者から、次のとおり企画提案書を受け付けるものとする。

(1) 提出書類

- ① (様式6) 企画提案提出届
- ② (様式7) 担当者経歴書
- ③ 企画提案書 (A4) ※詳細は下記を参照
- ④ 見積書 (任意様式) 消費税及び地方消費税の額 (現行の10%) を加えた額を記載する。
- ⑤ 仕様書に基づく情報提供のサンプル

(2) 企画提案書作成

- ① 体裁は原則A4版 (A3版折込可。2頁として計算) とし、横書きとする。
- ② 枚数制限は20頁以内とし、要点を簡潔にまとめて作成すること。
- ③ 仕様書の各項目について具体的な提案内容を記載すること。
- ④ 業務スケジュール及び業務体制を記載すること。
- ⑤ 企画提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法 (平成4年法律第51号) によるものとする。文字のポイント数は自由とする。

(3) 提出方法：神崎町役場保健福祉課へ持参 (月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで) または郵送のいずれかで提出すること。なお、郵送により提出する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出期限までに必着のこと。

(4) 提出期限：9月19日 (火) 午後5時必着

(5) 作成部数

正本1部、副本5部 (正本コピー可) を提出すること。

11 選定方法

神崎町職員で構成される選考委員会を設置し、審査を行う。ただし確認の結果、見積書の見積額が提案限度額の上限を超えている場合及び「7 参加資格」の資格を有しない場合は、その企画提案書は審査から除外する。

12 企画提案の選定審査等

審査方法は、書類審査を基本とし、別紙審査基準に基づく評価点により行う。評価点数が最も高い提案者を契約交渉者として選定する。ただし、60点以上の得点を有しない場合は契約交渉者とならない。また、最高得点提案者が複数ある場合は、選考委員会の協議または、必要に応じてプレゼンテーションを行う。

13 審査結果の通知

審査結果は、参加者全員に対し、令和5年10月5日 (木) 午後5時までに電子メールで通

知し、後日、文書を送付する。ただし、審査結果について、異議の申立ては受け付けない。

14 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている場合。ただし、手続開始決定を受けているものを除く。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている場合。ただし、手続開始決定を受けているものを除く。
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (6) 前各号に定めるもののほか、企画提案に当たり、著しく信義に反する行為等をしたことにより、企画提案選定委員会の委員長が失格であると認めた場合。

15 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書等の提出書類の修正は、認めない。
- (3) すべての提出書類は返却しない。
- (4) 企画提案書は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成する場合があります。
- (5) 本プロポーザルに係る提出書類は、提案事業者の新たな発明、考案又は著作物の創作を含んでいる可能性を考慮し、情報公開の非対象とする。

16 問い合わせ、企画提案書等提出先

担当部署：神崎町保健福祉課

住 所：〒289-0221 千葉県香取郡神崎町神崎本宿96

電 話：0478-72-1603

E-MAIL：hokenfukushi@town.kozaki.chiba.jp